

市町村情報照会システム及び 市町村照会電話について

平成22年11月24日

厚生労働省年金局

日本年金機構国民年金部

市町村情報照会システムの概要①

市町村における法定受託事務の円滑な推進に資するため、平成14年4月から市町村に情報照会用端末を設置し、次のとおり情報提供を行う。

1 国民年金被保険者情報

(1)抽出対象者

照会月の2年1か月前から照会月の2か月前までの間に第1号被保険者の納付記録(未納月含む。)を保有する者に係る下記(2)の情報を提供する。

(2)提供する情報の種類(※情報は日次で更新する。)

① 基本情報

基礎年金番号、生年月日、性別、カナ氏名、漢字氏名、納付督促期間、国保短期証交付状態、郵便番号、漢字住所又はカナ住所(漢字住所優先)

② 資格記録

資格取得年月日、種別、取得理由、資格喪失年月日、原因、喪失理由

③ 納付記録

年度、納付状況(5年度分)、納付年月日(5年度分)、未納保険料額(5年度分)、納付督促期間(自、至、調定年度)、被保険者期間(加入期間計)、未納月数(加入期間計)、納付月数(加入期間計)、全額免除月数(加入期間計)、4分の3免除月数(加入期間計)、半額免除月数(加入期間計)、4分の1免除月数(加入期間計)、学生納付特例月数(加入期間計)、付加月数(加入期間計)、納付猶予月数(加入期間計)

2 第2号被保険者喪失情報

(1)抽出対象者

第2号被保険者の資格を喪失した者のうち、第1号・第3号被保険者資格取得勸奨状(最終)出力後3か月以内までの者(直近9ヶ月分)に係る下記(2)の情報を提供する。

(2)提供する情報の種類(※情報は週次で更新する。)

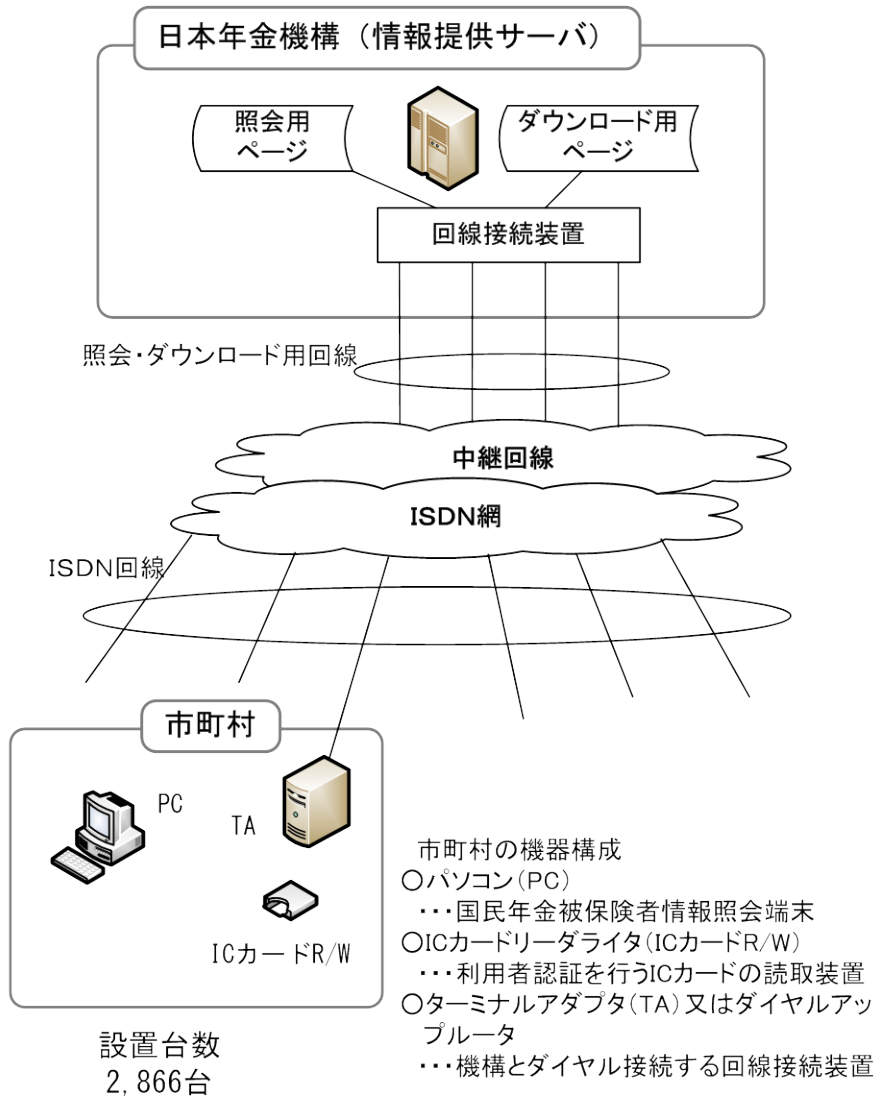
基礎年金番号、生年月日、性別、カナ氏名、漢字氏名、郵便番号、喪失年月日、喪失制度、漢字住所又はカナ住所(漢字住所優先)

3 情報の検索の方法

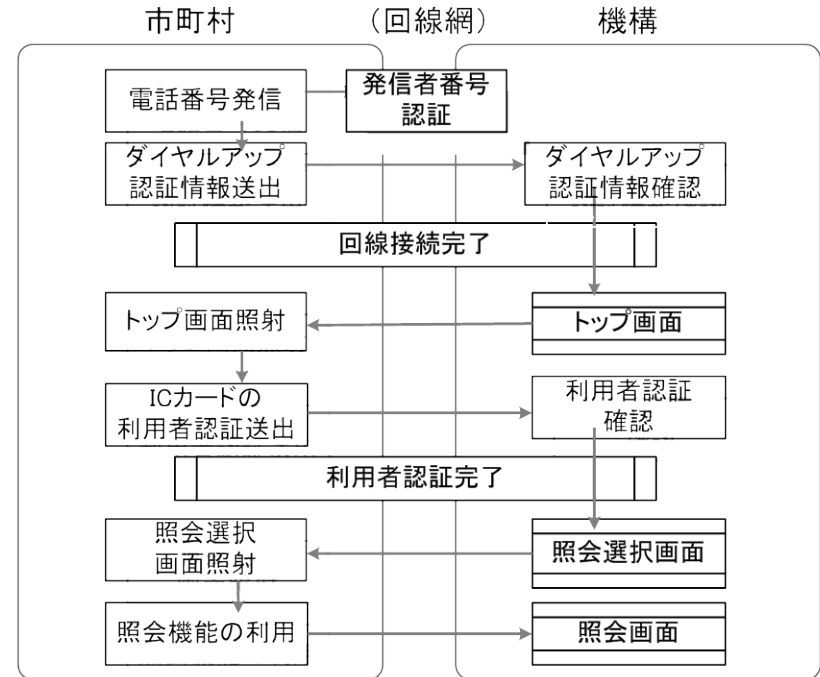
情報の検索は、「基礎年金番号及び生年月日」又は「カナ氏名及び生年月日」を照会用パソコンから入力することにより照会する。

市町村情報照会システムの概要②

◆システム構成



◆情報照会業務の流れ



◆注意事項

国民年金被保険者情報照会業務以外の使用の禁止

→ 覚書第5条(利用の制限等)

推奨以外のソフトウェアをインストールした場合に動作しない可能性

→ 覚書第16条(照会用パソコンへの接続)

推奨 OS Windows 2000 Professional Service Pack 2
 Windows 2000 Professional Service Pack 4
 Windows XP Professional Service Pack 2
 Windows XP Professional Service Pack 3
 Windows Vista Home Premium Service Pack 2
 Windows Vista Business Service Pack 2

地方事務官制度の見直しに伴う国民年金事務に関する考え方

地方分権推進委員会第3次勧告(H9.9.2)―骨子― 国民年金法に基づく市町村長の機関委任事務

①市町村における国民年金保険料の徴収手続の実態が印紙による収納手続ではなくなっているにもかかわらず、形式的には依然として印紙による収納手続が維持されている。

②現況届に伴う受給者の生存証明は、受給者である高齢者本人にとって負担であるばかりか、市町村の事務量大きい。

③被保険者からの資格取得の届出が市町村の窓口でなされた後、社会保険事務所への報告、社会保険事務所が作成した年金手帳の受領、受領した年金手帳の被保険者への交付など市町村における年金手帳の交付に伴う事務手続が繁雑である。

④法令上の位置づけが不明確なまま、未適用者に対するいわゆる適用促進事務、現年度保険料の納付案内書の送付の事務等が行われている。

⑤被保険者、受給権者等から資格の取得及び喪失並びに種別の変更等、任意脱退、任意加入、老齢基礎年金を受ける権利の裁定、障害基礎年金の額の改定、保険料の免除等に関する届出、承認の申請、申出、請求、申請等を受理し、これらに係る事実を審査する事務(国年法第12条、第105条、同法施行令第2条)等は、**市町村の法定受託事務**とする。
なお、これらの事務については、**できる限り市町村の事務負担を軽減する方向で見直す**こととする。

市町村の定員管理
に大きな負担となっている

個人情報保護及び市町村事務の
簡素効率化に十分配慮し見直し

①現在市町村において行われている国民年金印紙の検認の事務及びこれに伴う現年度保険料の納付案内書の送付の事務は廃止する。

②年金受給者の現況届に係る市町村の生存証明事務は廃止する。

③国民年金手帳及び年金証書は国が直接被保険者に交付することとし、市町村の交付事務は廃止する。

④現在市町村において行われている未適用者に対するいわゆる適用促進事務は、国における20歳到達者を把握するための仕組みの検討を踏まえ、廃止する。

市町村への
情報提供

【地方分権推進委員会第3次勧告を踏まえた整理】市町村の国民年金事務を見直すにあたり、「個人情報保護及び市町村事務の簡素効率化に十分配慮し、見直すこととする。」こととされ、市町村の法定受託事務については、「できる限り市町村の事務負担を軽減する方向で見直すこととする。」こととされていることから、**法定受託事務の遂行に必要な範囲において、国民年金市町村事務処理基準に沿った処理が行えるよう、情報を提供する。**

国民年金関係の法定受託事務と国民年金市町村事務処理基準

国民年金市町村事務処理基準（以下「事務処理基準」という。）とは、本来国の事務である法定受託事務を全国規模で統一的行うため、地方自治法第245条の9第3項に基づき定めたものであり、市町村が国民年金法に基づいて事務を処理するに当たって依るべき基準である。

事務処理基準においては、市町村情報照会システムにより提供される被保険者情報を確認することとしており、具体的な確認内容は以下のとおり。

法定受託事務の内容	具体的な確認内容
1. 被保険者（第2・3号被保険者を除く。）の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。【国法第12条第1項・第105条、国令第1条の2】	基礎年金番号、被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所及び種別変更年月日 【事務処理基準 第6条1項第1号、第7条第1項第1号、第9条第1項第1号、第2号】
2. 任意加入（高齢任意加入を含む。以下同じ。）及び資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。【国法附則5、改正法附則（平6）第11条第1項第5項・（平16）第23条、国令第1条の2】	基礎年金番号、被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所 【事務処理基準 第8条第1項第1号、第11条第1項第2号】
3. 任意脱退の承認申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。【国法10、国令第1条の2】	基礎年金番号、被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所 【事務処理基準 第11条第1項第2号】
4. 年金手帳の再交付申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。【国令第1条の2】	基礎年金番号、被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所 【事務処理基準 第16条第1項第1号】
5. 保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。【国法第90条・第90条の2・第90条の3・改正法附則（平16）第19条、国令第1条の2】	基礎年金番号、生年月日、被保険者の氏名及び住所被保険者の属する世帯の世帯主の氏名並びに被保険者の配偶者の氏名 【事務処理基準 第33条第1項第1号、34条第1項、第35条第1項第1号、第35条第2項、第35条の2第1項第1号、第36条第1項第1号、第37条第1項第1号、第38条第1項】
6. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。【国法第87条の2、国令第1条の2】	基礎年金番号、被保険者の氏名及び住所 【事務処理基準 第26条第1項第1号、第27条第1項第1号、第29条第1項第1号、第30条第1項第1号】
7. 受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。【国法第16条、国令第1条の2】	基礎年金番号、氏名及び生年月日、保険料の納付状況 【事務処理基準 第21条第1項第1号、第21条第1項2号、第23条第1項】
8. 第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む）及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査すること。【国法第105条、国令第1条の2】	基礎年金番号、被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所 【事務処理基準 第10条第1項第1号】

これまで行われた市町村情報照会システムの改善について

これまで、市町村情報照会システムについては、利便性の向上を図ることとして、以下のような改善を行う。

なお、具体的な改善提案があれば、平成23年度のサーバ更改に併せて、法定受託事務の範囲に照らして検討する。

【改善の経過】

平成14年4月	市町村PCの稼働
平成19年6月	システム更改 (サーバ及び周辺機器の集約化、照会回線とダウンロード回線の一本化)
平成21年4月	国民年金被保険者情報の日次更新化 「カナ氏名及び生年月日」の入力による検索機能の追加 画面構成の変更(納付記録詳細画面の追加)
平成21年9月	OSの追加(Windows XP、Windows Vista)
平成23年度	サーバの更改(予定)

市町村への窓口装置の設置

法定受託事務に付随する事務や一般的な年金の相談、「ねんきん特別便」に係る相談等については、すべての年金加入情報が必要となり、法定受託事務に必要な情報の範囲では対応できないため、理解の得られる市町村には、社会保険オンラインシステムの可搬型窓口装置を順次設置している。(平成22年11月1日現在、258市町村に貸与)

市町村情報照会システムのセキュリティ上の問題への対応

○セキュリティの設定、OSの追加

市町村情報照会システムにサポートが終了したOSを利用している場合にOSを更改するよう、本年10月に厚生労働省年金局から地方厚生局を通じて各市町村に対し要請（注）。

（注）「国民年金被保険者情報照会端末におけるサポートが終了したOSの利用について（注意喚起）」（平成22年10月18日付け年管管発1018第2号 厚生労働省年金局事業管理課長通知）において要請。

（地方厚生局から市町村に要請した事務連絡の例）

市町村（特別区を含む。以下同じ。）における国民年金事務の円滑な実施に資するために、平成14年4月より、市町村に設置した国民年金被保険者情報照会端末を通じて必要な情報提供を行っているところですが、平成22年7月14日に、マイクロソフト社が提供しているWindows Xp Service Pack 2（SP2）及びWindows 2000の製品サポートが終了しました。

国民年金被保険者情報照会端末は、専用回線を使用しており、セキュリティ対策として、ダイヤルアップ認証（あらかじめ登録された電話番号、ユーザーID及びパスワードの整合性確認）を行うとともに国民年金被保険者情報照会用カード（ICカード）を使用することとしています。また、国民年金被保険者情報照会端末ソフトウェア設定操作説明書に沿った利用をする限り、外部から不正なアクセスを受けることはありませんが、現在でもWindows 2000など製品サポートが終了したOSを利用することについて、総務省より、国民年金被保険者情報照会端末のセキュリティに問題があるとの指摘があったところです。

つきましては、可能な限り本年度中にサポートが継続しているOS（注）に更改していただきますようお願いいたします。

（注）Windows 7の対応について現在検証中であるため、更改後の端末の詳細な仕様については、平成22年12月初旬目途に別途連絡する予定としています。

なお、更改に必要な経費は、本年度の国民年金等事務取扱交付金にて措置する予定としています。

なお、新規OS（Windows 7）を平成22年12月に追加する予定。

市町村照会電話

市町村における法定受託事務の円滑な推進に資するため、平成14年4月から社会保険事務局等に専任の事務員を配置して、市町村からの被保険者記録等の電話照会に対応。

